

## マカオの法制度の概要

遠藤 誠<sup>1</sup>

### I はじめに

中華人民共和国マカオ特別行政区（以下「マカオ」という<sup>2</sup>。また、香港・マカオ・台湾を除いた中華人民共和国を「中国」という）は、中国南部を流れる珠江の河口の西岸に位置し、マカオ半島、そして、タイパ島とコロネア島の間を埋め立てて繋げた島からなる。マカオの北方と西方は広東省珠海市に隣接しており、東方沖には香港があり、南方は南シナ海に面している。マカオの面積は約 30 平方キロメートル、人口は約 64 万人（うち 93% が中国系）である。公用語は中国語及びポルトガル語であるが、住民の大半が日常的に使用している言語は広東語である。法定通貨はパタカ（MOP）（中国語では「澳門元」）であるが、実際には香港ドルも流通している<sup>3</sup>。

現在のマカオの地域にポルトガル人が渡来したのは、1513 年である。1557 年にポルトガル人が当時の明から居住権を獲得した後、中継貿易港として、また、キリスト教布教活動の拠点として発展した。1845 年にポルトガルは、マカオを自由港と宣言し、1848 年には総督殺害事件を契機に清の官吏を追放し、マカオの行政権を握った。1888 年、ポルトガルと清は友好通商条約を締結し、ポルトガルのマカオ支配が正式に認められた。

しかし、次第に、マカオに対する中国の影響力が強まるとともに、ポルトガルの影響力は弱まっていった。即ち、1966 年には中国の文化大革命の影響により、中国系住民によるデモが発生したが、マカオ政府は自力で鎮圧することができず、中国政府の力を借りて事態を収拾した。また、1974 年に、ポルトガルの社会主義政権は、植民地主義を放棄し、1976 年の新憲法により、マカオに特別の地位を認め、マカオに立法会を設置する等した。1979 年にポルトガルと中国が外交関係を樹立した後、マカオ返還の動きは、香港返還の動きを後追いする形で進展した。1987 年の「中葡共同声明」で、マカオは中国の領土であること、1999 年 12 月 19 日まではポルトガルがマカオの行政管理責任を有すること、1999 年 12 月 20 日以降は中国がマカオに対する主権を回復することが宣言された。1993 年 3 月、中国の

---

<sup>1</sup> えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

<sup>2</sup> マカオは、中国語では「澳門」、ポルトガル語では「Macau」、英語では「Macao」である。

<sup>3</sup> 本稿におけるマカオの概要・歴史については、①『データブック オブ・ザ・ワールド 2020 年版』（二宮書店、2020 年）217～218 頁、②外務省ウェブページ「マカオ情勢と日本・マカオ関係」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/macau/kankei.html>）等を参照した。

全国人民代表大会（以下「全人代」という）において「マカオ特別行政区基本法」が採択された。1999年12月20日、マカオは中国に返還され、中国の地方行政区域の一つという位置付けとなった。但し、50年間はマカオの社会制度及び生活様式を維持し、外交と国防の例外を除き<sup>4</sup>、高度の自治権が保障されるものとされた。返還後のマカオの法制度は、基本的に、中国の法制度とは別の法制度となっている（一国二制度）。

マカオは、香港と異なり、珠江の土砂が堆積しやすく、大型船舶が入港しにくかったため、貿易拠点としての発展は困難であった。そのこともあって、マカオは、とくにカジノ産業及び観光業を中心に発展を遂げてきた。とくに2002年に、外資によるカジノ産業への投資が開放され、外国のカジノ企業からの投資が急増した結果、2012年のマカオのカジノ産業の売上額は、米国ラスベガスの約4倍となった。現在のマカオでは、カジノ産業及び観光業が、GDP及び政府歳入の約80%を占めている<sup>5</sup>。マカオの1人あたり国民総所得は72,050米ドルであり、日本の1人あたり国民総所得38,520米ドルよりもはるかに高い。「香港国家安全維持法」の制定をめぐる治安の混乱が大きく報道されている香港とは対照的に、マカオの社会情勢が極めて安定的であることにも注目が集まっている。そこで、本稿では、マカオの法制度の概要と特徴について紹介することとしたい。

## II マカオ基本法

### 1 中国とマカオの関係

マカオにおける統治機構・人権等について規定しているという意味で、実質的にマカオの憲法に相当するのは、「マカオ特別行政区基本法」（以下「マカオ基本法」という）である<sup>6</sup>。マカオ基本法は、中国憲法31条（特別行政区の設置）に基づき、中国の全人代により、1993年3月31日に採択・公布され、1999年12月20日に施行された、中国の「法律」である<sup>7</sup>。マカオ基本法により、マカオでは「高度の自治権」が認められ、また、マカオでは社会主義の制度及び政策を実施せず、現存の資本主義の制度及び生活方式を保持し、50年間変更しないものとされた（5条）。このように、1つの国の中に2つの異なる制度の地域が存在することを、「一国二制度」（中国語では「一国両制」）という。但し、外交（13条）、防衛（14条）については、中国中央政府が責任を負う。マカオ基本法の解釈権限を有するのは、中国の全人代常務委員会である（143条1項）。

全145条及び3つの付属文書からなるマカオ基本法の体系は、表1のとおりである。マ

<sup>4</sup> マカオには、約500人の中国人民解放軍が駐留している。

<sup>5</sup> 前掲『データブック オブ・ザ・ワールド 2020年版』217頁。

<sup>6</sup> マカオ基本法の英語版及び中国語版は、下記ウェブページに掲載されている。

<https://www.cecc.gov/resources/legal-provisions/the-basic-law-of-the-macao-macau-special-administrative-region-of-the-prc>

<sup>7</sup> なお、マカオ基本法の起草にあたっては、1990年4月4日に採択・公布され、1997年7月1日に施行された「香港特別行政区基本法」が大いに参考とされた（金永完著『「一国二制度」と『香港特別行政区基本法』79頁）。

カオ基本法の体系は、香港基本法の体系にかなり類似している。但し、香港基本法は全 160 条であるのに対し、マカオ基本法は全 145 条であり、やや短くなっている。

表 1 : マカオ基本法の体系

第 1 章 総則		第 1 条～第 11 条
第 2 章 中央とマカオ特別行政区との関係		第 12 条～第 23 条
第 3 章 住民の基本的権利及び義務		第 24 条～第 44 条
第 4 章 政治体制	第 1 節 行政長官	第 45 条～第 60 条
	第 2 節 行政機関	第 61 条～第 66 条
	第 3 節 立法機関	第 67 条～第 81 条
	第 4 節 司法機関	第 82 条～第 94 条
	第 5 節 市制機構	第 95 条～第 96 条
	第 6 節 公務員	第 97 条～第 100 条
	第 7 節 忠誠宣誓	第 101 条～第 102 条
第 5 章 経済		第 103 条～第 120 条
第 6 章 文化及び社会事務		第 121 条～第 134 条
第 7 章 対外事務		第 135 条～第 142 条
第 8 章 本法の解釈及び改正		第 143 条～第 144 条
第 9 章 付則		第 145 条
付属文書 1 マカオ特別行政区行政長官の選出方法		
付属文書 2 マカオ特別行政区立法会の選出方法		
付属文書 3 マカオ特別行政区で実施される全国レベルの法律		

## 2 統治機構

### (1) 行政

「行政長官」は、マカオの首長であり、マカオを代表する（45 条 1 項）。行政長官は、中国中央政府とマカオに対し責任を負う（45 条 2 項）。行政長官は、40 歳以上であり、マカオに連続して 20 年以上居住し、マカオの永住民のうち中国公民でなければならない（46 条）。行政長官は、マカオにおいて選挙又は協議により選出され、中国中央政府により任命される（15 条、47 条）。行政長官の任期は 5 年であり、2 期までとされている（48 条）。

行政長官の職権としては、①マカオ政府を指導すること、②法律の執行に責任を有すること、③立法会で可決された法律案に署名し、公布すること、④立法会で可決された予算案に署名し、予算・決算を中国中央政府に報告すること、⑤マカオ政府の政策を決定し、

行政命令を發布すること、⑥各級裁判所の裁判官を任免すること等がある（50条）。また、行政長官は、一任期中に一度だけ、立法会を解散することができる（52条）。

行政長官は、マカオ政府の首長でもある（62条）。マカオ政府の職権としては、①政策を制定・執行すること、②各種行政事務を管理すること、③予算・決算を編成・提出すること、④法律案を提出すること等がある（64条）。

行政長官の政策決定に協力する機関として、「行政会」がある（56条）。行政会の構成員は、行政機関の主要政府職員、立法会議員、社会人士の中から行政長官が任命したマカオ永住民のうち中国公民である（57条）。

## （2）立法

マカオの立法機関は、一院制たる立法会である（67条）。立法会は、基本法の改正及び国防・外交等を除き、幅広い立法権を有する。

立法会の議員総数は29名であり、①直接選挙で選出される者が12名、②各職能団体を通じた間接選挙で選出される者が10名、③行政長官により指名される者が7名である。議員の任期は4年である（69条）。

立法会の議員は、マカオ永住民でなければならない（68条）。立法会的主席及び副出席は、マカオに満15年以上継続して居住しているマカオ永住民のうち中国公民でなければならない（72条）。

立法会の職権としては、①法律を制定・改正・廃止すること、②予算を審議・可決すること、③行政長官の施政報告につき討議を行うこと、④公共利益問題について討議を行うこと等がある（71条）。

立法会の制定する法律は、マカオ基本法に抵触してはならない（11条2項）。立法会が制定した法律は、中国の全人代常務委員会に報告・登録しなければならない（17条2項）。立法会が可決した法律案は、行政長官の署名・公布により発効する（78条）。

## （3）司法

マカオには、独立の司法権及び終審裁判権が認められている。マカオの法院は、国防、外交等の国家行為については管轄権を有しないが、その他のマカオの案件については管轄権を有する（19条）。マカオの法院は、事件の審理にあたり、マカオの自治範囲内の事項に関しては、自ら解釈することができる。マカオの法院は、事件の審理にあたり、その他の事項についても解釈することができるが、中央政府が管理する事項又は中央とマカオとの関係についてのマカオ基本法の条項を解釈する必要があり、当該条項の解釈が事件の判決に影響を及ぼす場合には、法院は、当該事件で終局判決を下す前に、マカオの終審法院を通じて、全人代常務委員会に対し、関連条項の解釈を要請しなければならない（143条）。

マカオの司法裁判所システムは、三審制を採用している。主な裁判所としては、初級法院・行政法院、中級法院、終審法院がある（84～86条）。

初級法院は、行政法院の管轄に属する訴訟を除き、その他の刑事事件（刑事起訴法廷を含む）、民事事件を管轄する（85条）。初級法院の判決に不服のある者は、中級法院に上訴することができる。

行政法院は、行政訴訟・税務訴訟を管轄する。行政法院の判決に不服のある者は、中級法院に上訴することができる（86条）。

中級法院は、初級法院及び行政法院の判決を不服とする上訴事件を管轄する。

終審法院は、マカオにおける終審権を有する法院である（84条2項）。終審法院は、中級法院の判決を不服とする上告事件を管轄する。

各級法院の裁判官は、当該地域の裁判官・弁護士・有名人士で構成される独立委員会の推薦に基づき、行政長官により任命される。基準を満たす限り、外国籍の裁判官も認められる（87条1項）。

終審法院の院長は、マカオ永住民のうち中国公民でなければならない（88条2項）。終審法院の院長及び裁判官の任命及び免職は、中国の全人代常務委員会に報告・登録しなければならない（87条4項、88条3項）。

## 2 人権

マカオ基本法は、私有財産権の保護（6条）及び財産収用に対する補償（103条）を規定している。また、「第3章 住民の基本的権利及び義務」において、さまざまな権利・自由について規定している。即ち、居留権（24条3項）、法の下での平等（25条）、選挙権及び被選挙権（26条）、言論・報道・出版の自由、集会・結社・デモの自由、労働組合の組織・参加・ストライキの権利（27条）、人身の自由（28条）、遡及処罰の禁止、無罪推定の原則（29条）、名誉権、プライバシー権（30条）、住居の不可侵（31条）、通信の自由及び秘密の保護（32条）、移動・移住の自由（33条）、信教の自由（34条）、職業選択の自由（35条）、裁判を受ける権利（36条）、文化活動の自由（37条）、婚姻の自由、女性・未成年者・高齢者・障害者の保護（38条）、社会福祉を受ける権利（39条）等である。さらに、「第6章 文化及び社会事務」においても、さまざまな権利・自由が規定されている。

「市民的及び政治的権利に関する国際規約」、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」並びに国際労働機関憲章のマカオに適用する関係規定は、引き続き有効である（40条）。

## 3 マカオ国家安全維持法

マカオでは、2009年に、「国家安全維持法」<sup>8</sup>（以下「マカオ国家安全維持法」という）が採択された（2009年2月25日採択、同月26日公布、同月27日施行）<sup>9</sup>。マカオ国家安

<sup>8</sup> 本法の中国語版は、下記ウェブページに掲載されている。

[https://bo.io.gov.mo/bo/i/2009/09/lei02\\_cn.asp](https://bo.io.gov.mo/bo/i/2009/09/lei02_cn.asp)

<sup>9</sup> ちなみに、中国にも、「国家安全法」（2015年7月1日施行）がある。

全維持法は、マカオ基本法 23 条に基づき、マカオにおける国家安全維持に関し、マカオの立法会により制定されたものである。具体的には、国家反逆（1 条）、国家分裂（2 条）、中国中央政府転覆（3 条）、反乱扇動（4 条）、国家機密窃取（5 条）、外国の政治組織・団体による行為（6 条）、外国の政治組織・団体との連携による行為（7 条）等を禁止している。また、法人の刑事責任（8 条）、附加刑（9 条）、適用範囲（10 条）、減輕（11 条）等についても規定されている。

ちなみに、香港では、2003 年に香港立法会に「国家安全条例案」が提出されたところ、大規模な反対デモが行われたため、採択が断念され、その後も国家安全条例案が採択されるには至らなかった。2019 年には、「逃亡犯罪人条例」改正をめぐり、反対派により香港各地で暴動が発生し、治安が悪化した。そこで、香港立法会による国家安全条例案の採択は困難であるとの判断から、結局、2020 年 6 月 30 日、中国の全人代常務委員会は、「香港特別行政区国家安全維持法」（以下「香港国家安全維持法」という）を採択・公布・施行するに至った<sup>10</sup>。

（前述したとおり、マカオ基本法と香港基本法はかなり類似しているが、）マカオ国家安全維持法と香港国家安全維持法は、大きく異なる。形式面については、マカオ国家安全維持法は全 15 条しかないのに対し、香港国家安全維持法は全 66 条もある。内容面については、①香港国家安全維持法は、「国家安全維持委員会」と「国家安全維持公署」を通じて、香港社会をコントロールしようとしているが、マカオ国家安全維持法には、そのような規定は存しない。②香港国家安全維持法によると、国家の安全に関わる事件の審理は、行政長官の指名した裁判官が担当するものとされている（44 条）が、マカオ国家安全維持法には、そのような規定は存しない。③香港国家安全維持法によると、国家分裂（20 条～21 条）、政権転覆（22 条～23 条）、テロ活動（24 条～28 条）、外国勢力との結託（29 条～30 条）といった犯罪行為の最高刑は、「無期懲役」である。これに対し、マカオ国家安全維持法によると、国家反逆（1 条）、国家分裂（2 条）、中国中央政府転覆（3 条）といった犯罪行為の最高刑は、「25 年の懲役」である。④香港国家安全維持法によると、外国人が香港域外において行った行為も処罰対象となり得る（38 条）が、マカオ国家安全維持法によると、外国人がマカオ域外において行った行為は処罰対象とはならない（10 条）。⑤香港国家安全維持法によると、本法違反の被疑者・被告人には、原則として、保釈は認められない（42 条 2 項）が、マカオ国家安全維持法には、そのような規定は存しない。

#### 4 法令及び判決例

マカオは、ポルトガルによる約 450 年という長期支配の下で、ポルトガル法<sup>11</sup>の大きな影

<sup>10</sup> 香港国家安全維持法については、遠藤誠著「世界の法制度〔東アジア・東南アジア編〕第 4 回 香港」（『国際商事法務 Vol.48, No.8』（国際商事法研究所、2020 年）所収）1158～1159 頁を参照されたい。

<sup>11</sup> ポルトガルの法制度の概要については、遠藤誠著「世界の法制度〔欧州編〕第 13 回 ポルトガル」（『国際商事法務 Vol.41, No.10』（国際商事法研究所、2013 年）所収）1519～1524

響を受けた（大陸法主義）。マカオに適用されたポルトガル法としては、マカオ組織章典、民法典、商法典、民事訴訟法典、刑法典、刑事訴訟法典等がある。

マカオ法の法源には、①成文法（中国のマカオ基本法、マカオに直接適用されていたポルトガルの既存の法律、ポルトガルの主管機関が専らマカオのために制定した法規、マカオ立法会が制定した法律等）、②慣習法、③判例法等がある。

マカオ返還前の法律、法令、行政法規、その他の規範性文書は、マカオ基本法と抵触するか又は立法会その他の機関により改正されるかしない限り、継続して有効である（マカオ基本法 8 条）。

マカオの公用語は中国語とポルトガル語であり、法令も両言語で規定される（両者の間に優劣の差は無い）。

### Ⅲ 民法

1999 年 10 月 1 日、全 2161 条からなるマカオ民法典が施行された<sup>12</sup>。マカオ民法典は、ポルトガル民法典を母法としている。

マカオ民法典の体系としては、いわゆる「パンデクテン体系」が採用されている。即ち、「第 1 卷 総則」（第 1 条～第 390 条）、「第 2 卷 債務法」（第 391 条～第 1174 条）、「第 3 卷 物権」（第 1175 条～第 1460 条）、「第 4 卷 親族法」（第 1461 条～第 1863 条）、「第 5 卷 相続法」（第 1864 条～第 2161 条）という体系となっている。

「第 1 卷 総則」には、法律の解釈・適用、自然人、法人、物、法律行為、意思表示、時効、証拠等についての規定が含まれている。

「第 2 卷 債務法」には、自然債務、契約の総則、不当利得、連帯債務、債権譲渡、債権の保全・担保、質権、抵当権、先取特権、債務不履行、強制執行、債務の消滅原因、売買、贈与、賃貸借、使用貸借、消費貸借、労働契約、委任、寄託、和解等についての規定が含まれている。

「第 3 卷 物権」には、占有、所有権の取得、不動産の所有権、共有、用益権、居住権、地上権、地役権等についての規定が含まれている。

「第 4 卷 親族法」には、親族、事実婚、婚約、婚姻の締結、夫婦財産制、婚姻協定、離婚、親子関係、養子縁組、親権、監護、扶養等についての規定が含まれている。

「第 5 卷 相続法」には、相続の開始、遺産、法定相続、遺留分、遺贈等についての規定が含まれている。

マカオ民法典には、ポルトガル民法典と同様、「人格権」に関する規定が多く含まれているという特徴がある。即ち、ポルトガル民法典には、一般的人格権（70 条）のほか、氏名、名誉、肖像、プライバシー等の個別的人格権が規定されている（72～80 条）。他方、マカオ

---

頁を参照されたい。

<sup>12</sup> <https://bo.io.gov.mo/bo/i/99/31/codciven/codciv0001.asp#11t1>

民法典には、「第1巻 総則」、「第二編 法律関係」、「第一分編 人」、「第一章 自然人」の中に、「第二節 人格権」として、「人格権」に関する全16か条の規定が存在する（67～82条）。例えば、①死者の名誉も保護されること（68条1項）、②人体から切り離されており、且つ同意があったとしても、人体の臓器の売買は禁止されること（71条3項）、③個人データ及び個人情報の保護についても明文規定があること（78条、79条、81条）等が注目される。

## IV 商法

### 1 商法典

1999年10月1日、全1268条からなるマカオ商法典が施行された<sup>13</sup>。マカオ商法典は、ポルトガル商法典を母法としている。

マカオ商法典の体系は、「第1巻 商業企業経営の一般規則」（第1条～第173条）、「第2巻 合弁企業の運営と企業運営への協力」（第174条～第562条）、「第3巻 企業外部活動」（第563条～第1063条）、「第4巻 債権証券」（第1064条～第1268条）となっている。

「第1巻 商業企業経営の一般規則」には、商業企業主・商業企業・商行為、商業記帳、商業登記、不正競争等についての規定が含まれている。

「第2巻 合弁企業の運営と企業運営への協力」には、会社の設立、株主、機関、定款、合併、分割、解散・清算、無限会社、パートナーシップ、有限会社、株式有限会社、経済利益集団、合作経営契約等についての規定が含まれている。

「第3巻 企業外部活動」には、委託契約、供給契約、仲介契約、代理商契約、フランチャイズ契約、広告契約、運送契約、倉庫寄託契約、宿泊契約、交互計算契約、銀行契約、保証契約、保険契約等についての規定が含まれている。

「第4巻 債権証券」には、無記名式証券、指示式証券、記名式証券、為替手形、約束手形、小切手等についての規定が含まれている。

### 2 会社

マカオの商法典は、自然人企業主、有限会社、株式有限会社、無限会社、パートナーシップ等について規定しているが、そのうち、實際上よく利用されているものは、有限会社と株式有限会社である。この2つはいずれも、出資者の責任が出資額に限定される。

有限会社は、単純さという利点を有するため、とくに中小規模の企業に適する。出資者の数は、2名以上30名以下である。最低登録資本金額は25,000パタカである。1株あたりの券面額は1,000パタカ以上で、100パタカ単位である。出資者であってもなくても、また、国籍にかかわらず、取締役会の構成員になることができる。出資者が10名以上の有限会社

<sup>13</sup> <https://bo.io.gov.mo/bo/i/99/31/codcomcn/codcom0001.asp#1t1>



の場合、監事会及び会社秘書を設置しなければならない。剰余金の 25%以上を法定積立金とし、その累計額が資本金額の 50%に達するまで積み立てなければならない。純資産が資本金額の 50%未満となつてはならない<sup>14</sup>。会社名は、中国語又はポルトガル語で表記する。ポルトガル語の会社名の場合、「Limitada」又は「Lda.」という語を付しなければならない。

これに対し、株式会社は、大規模な公開会社に適する。株主の数は、2名以上である。最低登録資本金額は 100 万パタカである。1 株あたりの券面額は、100 パタカ単位である。株主であってもなくても、また、国籍にかかわらず、取締役会の構成員になることができる。取締役会の人数は、3名以上の奇数でなければならない。監事会（又は単独監事）及び会社秘書の設置が必須である。監事会の 3名のうち 1名又は単独監事は、マカオに登録された監査人でなければならない。剰余金の 10%以上を法定積立金とし、その累計額が資本金額の 25%に達するまで積み立てなければならない。純資産が資本金額の 50%未満となつてはならない<sup>15</sup>。ポルトガル語の会社名に、「Sociedade Anónima」又は「S.A.」という語を付しなければならない。

## V 民事訴訟法

### 1 民事訴訟

1999 年 10 月 8 日、全 1297 条からなるマカオ民事訴訟法典が採択された<sup>16</sup>。マカオ民事訴訟法典は、ポルトガル民事訴訟法典を母法としている。

マカオ民事訴訟法典の体系は、「第 1 卷 訴訟」（第 1 条～第 86 条）、「第 2 卷 訴訟手続の一般規定」（第 87 条～第 388 条）、「第 3 卷 普通宣告訴訟手続」（第 389 条～第 676 条）、「第 4 卷 普通執行手続」（第 677 条～第 836 条）、「第 5 卷 特別手続」（第 837 条～第 1297 条）となっている。

従来、マカオの裁判官と検察官（以下「司法官」という）は、實際上、ポルトガルの主管機関により直接委任され、ポルトガルから派遣されてきた者に限定されていた。1991 年に公布された「マカオ司法組織綱要法」により、司法官任職の条件が明確に定められ、また、マカオ司法高等委員会等の推薦に基づくマカオ総督の任命により、マカオ市民が司法官に任職することができるようになった。しかし、当初は、司法官任職の条件に適合するマカオ市民が少なかったことから、司法官となる人材が極端に不足していた。1988 年からマカオ大学に法学部が設置され、また、1994 年からマカオ政府が設立した司法官研修センターが運営を開始する等して、次第に、司法官任職の条件に適合するマカオ市民が増加してきた<sup>17</sup>。

<sup>14</sup> 『マカオ進出に関する制度情報』（日本貿易振興機構香港事務所、2012 年）3～4 頁。

<sup>15</sup> [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/jfile/report/07000980/reportmakao.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/report/07000980/reportmakao.pdf)

<sup>16</sup> 前掲『マカオ進出に関する制度情報』4 頁。

<sup>17</sup> <https://bo.io.gov.mo/bo/i/99/40/codprocivcn/codprociv0001.asp#11t1>

<sup>17</sup> 葉陵陵著「マカオ返還に伴う『現地化』の諸問題に関する一考察 一公務員・法制度・

マカオの民事訴訟においては、初級法院は、5万パタカ以上100万パタカ未満の民事事件を管轄する。中級法院は、100万パタカ以上の民事事件を管轄する。

## 2 仲裁

日本企業と中国企業又はマカオ企業等が締結する契約において、当該契約に関連して発生する法的紛争は、「訴訟」ではなく、「仲裁」（私人間の合意に基づいて、第三者を仲裁人として選任し、その者の判断によって紛争解決を図る手続）により解決する旨の条項（仲裁条項）を規定することができる。マカオでは、2020年5月4日から、新しい「仲裁法」が施行された。同法は、マカオ域内仲裁と国際仲裁の両方に適用される。現在、マカオの仲裁機関として、マカオ世界貿易センター仲裁センター（中国語では「澳門世界貿易中心仲裁中心」、ポルトガル語では「Centro de Arbitragem do WTC de Macau」、英語では「World Trade Center Macau Arbitration Center」）<sup>18</sup>がある。マカオは、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（ニューヨーク条約）に加盟しているため、ニューヨーク条約加盟国の仲裁判断の承認及び執行が可能である。

なお、香港では、2019年10月1日に発効した中国と香港の協約により、香港の仲裁機関の仲裁に基づき、中国の裁判所に、保全処分を申し立てることが可能となった。マカオも、同様の協約を締結することが期待されている<sup>19</sup>。

## VI 刑事法

1996年1月1日、全350条からなるマカオ刑法典が施行された。それ以前のマカオにおいては、ポルトガル刑法典が適用されていた。ちなみに、ポルトガルでは1982年に刑法典が改正されたが、マカオでは、依然として旧刑法典が適用されたままであった<sup>20</sup>。マカオ刑法典は、ポルトガル刑法典の影響を強く受けている（例えば、保安処分、日数罰金制の導入）。マカオでは、死刑、無期徒刑、不定期刑、無期・不定期の保安処分は、いずれも廃止されている<sup>21</sup>。

周知のとおり、マカオでは、カジノ、ドッグ・レース等の賭博が合法的に行われている。マカオでカジノが合法化されたのは、1847年からである。マカオでカジノ事業を行うためには、マカオ政府からライセンスを取得する必要がある。40年間にわたりマカオでカジノ事業を独占していたのは、「澳門旅遊娛樂有限公司」（Sociedade de Turismo e Diversões de

---

公用語の問題を中心に一」（『熊本法学 96号』（熊本大学法学会、1999年）所収）38～42頁。

<https://core.ac.uk/download/pdf/57728843.pdf>

<sup>18</sup> <http://www.wtc-macau.com/arbitration/cht/index.htm>

<sup>19</sup> <https://www.debevoise.com/insights/publications/2020/04/macau-arbitration-law>

<sup>20</sup> 辻本衣佐著「マカオの返還と刑事政策の諸問題」（『法学研究論集（12）』（明治大学大学院、2000年）所収）79頁。

<sup>21</sup> 辻本・前掲書82～83頁。

Macau, S.A.R.L.) であった。マカオ政府は 2001 年にカジノ市場の自由化を決定し、入札を実施した結果、6 事業者にライセンスが付与された (2018 年時点で、41 施設が運営されている)<sup>22</sup>。マカオにおけるカジノの監督管理機関は、「博彩監察協調局」(Gaming Inspection and Coordination Bureau) である。これはマカオ特別行政区政府の一部局であり、カジノの規制、監視、認証、許諾、違法行為の摘発、行政罰の賦課等の権限を有する<sup>23</sup>。カジノ事業に対する税率は、「カジノ・ゲーミング管理法」により、「Gross Gaming Revenue」(GGR)、即ち、「顧客相互間のカジノ行為により得られた利益に相当する額」の合計額の 40%とされている。そのうち 35%は政府の一般予算に充てられ、残り 5%は社会貢献に充てられる<sup>24</sup>。

また、マカオでは「ジャンケット」(Junket) 事業者 (VIP 客をカジノに送り、カジノ業者から報酬を得ることを職務とする者) が発達している。マカオにおける主なカジノ関連法令としては、①「僥倖に基づくゲームの運営に係わる法的枠組みに関する法律」(2001 年)、及び②「ゲームの与信に関する法的枠組みに関する法律」がある。従来、マカオにおいても、カジノ事業者等が客に賭博行為に用いる金銭を貸し付けることは違法であったが、実際上は行われていた。上記②の法律により、そのような貸付は合法化された<sup>25</sup>。

## Ⅶ おわりに

以上、マカオの法制度の概要を簡単に紹介してきたが、マカオ法については、中国法、台湾法及び香港法と比べると、日本語の文献・論文等は圧倒的に少ない。マカオ法全般の日本語による概説書は残念ながら現在のところ存在しないが、各法分野において、脚注に掲げた文献が参考となろう。

香港国家安全維持法が施行されて以来、香港社会の混乱は続いているが、マカオ国家安全維持法が施行された後のマカオの社会情勢は極めて平穏である。また、マカオ経済の約 80%を占めるカジノ産業の政策動向は、「IR」(Integrated Resort、統合型リゾート)の導入・推進を図ろうとしている日本の関係者にとって、大いに参考になるはずである。

以上のことに鑑みると、今後も、マカオにおける法制度の動向については注視していく必要がある。とくに、返還後 50 年目にあたる 2049 年までに、マカオの法制度がどのように変わっていくのかが注目される。

---

<sup>22</sup> 『アジア近隣諸国をはじめとする世界各国の IR における経営戦略等及び再投資に関する事例調査報告書』(みずほ総合研究所、2019 年) 13 頁。

[https://www.cas.go.jp/jp/siryou/pdf/ir\\_jireichousa.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/siryou/pdf/ir_jireichousa.pdf)

<sup>23</sup> 前掲『アジア近隣諸国をはじめとする世界各国の IR における経営戦略等及び再投資に関する事例調査報告書』 30 頁。

<sup>24</sup> 前掲『アジア近隣諸国をはじめとする世界各国の IR における経営戦略等及び再投資に関する事例調査報告書』 101 頁。

<sup>25</sup> <http://www.iirg.org/archives/2139/>

※ 初出：『国際商事法務 Vol.48 No.9』（国際商事法研究所、2020年、原題は「世界の法制度〔東アジア・東南アジア編〕第5回 マカオ」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。